

函館地方裁判所委員会（第30回）及び函館家庭裁判所委員会（第30回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成28年1月20日（水）午後3時00分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）島野潤一，西里久美子，川井公文，河内孝善，松浦真一，佐藤将道，植松直，浅岡千香子

（家裁委員）扇田誠，近藤政晴，竹下裕子，阿知波健一，毛利悦子，田中洋一，柳順也，佐藤卓生

（兼務委員）荒井徹伊，山田陽三

（地裁事務局）刑事首席書記官高柴浩和（説明者），事務局長山田勉（説明者），事務局次長平野裕章，総務課長大橋里美，課長補佐山形英世

（家裁事務局）事務局長山田勉，事務局次長丸山又生

4 議題

「裁判所における広報について」

5 議事

（1）開会宣言（総務課長）

（2）函館地家裁における広報活動について

（事務局から次の事項について説明を行った。）

- ・ 裁判所の広報の目的
- ・ 主な広報活動
- ・ 裁判員選任手続と公判手続の流れ

（3）意見交換

（別紙のとおり）

（4）次回委員会について

- ・ 地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同開催
- ・ 日 時 平成28年7月11日（月）午後3時
- ・ テーマ 「保護命令手続」

（5）閉会宣言（総務課長）

以 上

別 紙

1 広報活動の周知方法について

(1) 市民講座等について効果的に周知し、参加に結び付けるための方策

- ・ 報道機関の協力を得て周知できると効果が高い。
- ・ テーマが面白いと、記者が関心を持ち、報道することになるし、読者の目にも触れ、やはり関心を持ってもらえることになる。講座等は魅力が第一である。
- ・ 多く集まればよいというものでもなく、なぜその行事を開くのか、何を伝えたいのかを考えて、伝えるべきことをきちんと伝えるということが大切である。募集する対象を絞る、重要なテーマは繰り返すということも考えられる。
- ・ 担当者が新聞や地元ケーブルテレビ局、地元FMに出てPRすることも考えられる。
- ・ 擬似的な単位取得制度を設けることで講座への参加を動機付けるなどの工夫をしている。裁判所もその枠組みに参加してはいかがか。
- ・ 国民は情報に溺れそうになっているから、困ったときや知りたいときでないと、情報が染み込んでいかない。普段はメニューを与えておくことで足り、普段から具体的な手続を聞きたい人は少ないと思われる。
- ・ 制度を前面に出してしまうと、身構えてしまう。
- ・ 各種の団体を通じて行うことやテーマに応じて出張して行うことが考えられる。函館近郊の市町村でも行ってもらいたい。
- ・ 裁判所というだけで敷居が高いと感じる人もいるので、裁判所が開かれていて、利用しやすい、役立つ機関だということを知らせる視点も必要。

(2) 広報活動のテーマ設定

- ・ 国民のニーズも大切だが、裁判所として、国民に対し何を伝えたいかが重要である。
- ・ 報道機関の関心は国民の関心とほぼ一致すると思うが、そもそも、裁判所が伝えたいことは国民の関心とは一致していないのではないか。
- ・ 旬を捉えることも重要である。国民が望んでいるのは何か、機会を捉えて聞いてみるのもよい。

2 裁判員制度広報について

(1) 裁判員制度の意義・制度内容・運用状況・経験者の意見等について、国民からどのように認識されているか。

- ・ 裁判員経験者の95パーセントがよい経験だと評価しているとは知らなかった。
- ・ やってみたいという声もあるが、立候補できないのが残念である。

(2) 裁判員裁判への参加に消極な姿勢があるとすれば、その原因は何か。

- ・ 慣れていない人にとって、案内文書を読み解くだけでも大変である。
- ・ 送ったものを読んでもらうということは、難しい。
- ・ 税と同じで、義務だと思ってやってもらうものであって、自分に利益があると思わないものだから、積極的にはやらないと思う。ただし、実際にやってみたら良かったということ、マスコミを通じて流していくということは必要だと思う。

(3) 裁判員制度について、どのような広報活動を行うことが考えられるか。

- ・ 裁判員等経験者からの、良い経験になったとか、ためになったといった感想を知ってもらって、参加することのメリットを強調するということではなく、制度の意義、趣旨・目的をもっと伝えることが重要である。良い経験は他のことでもできるが、なぜ国民が参加する必要があるのか、導入されてどう変わったのか。他人任せにしないで決めていくことの大切さを説明することが必要である。
- ・ 検察庁では、裁判員制度施行前の平成15年頃から職員の間でも利用した草の根広報を行い、施行されるころには、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」として法曹三者による広報を行い、検察官も自ら出向いて広報を行った。施行後は、ふれあい広報として、検察官を講師として派遣するなどしており、函館地検では、渡島管内の小中学校に働きかけている。ドラマやサスペンスでイメージを作られてしまうので、実際のものに触れることが大切であり、最前線の検察官や検察事務官が直接出向くことを地道に繰り返している。その他、テレビのローカル番組やFMに出演したり、関係機関との協議会の場でも裁判員制度について説明することがある。
- ・ 弁護士会では、市民懇談会の場やジュニアロースクールで司法制度について説明している。弁護士としては、被告人の権利保障のために良いパフォーマンスを発揮できれば、それが裁判員の満足にもつながると考えている。法テラスへのアクセスについて分析したのを見ると、最も多かったのは、知人・友人の紹介であり、口コミが一番有効であることが窺われた。
- ・ 施行当初はいろいろと広報や報道があったが、7年近くたつと忘れてくる。基本的なことを繰り返し繰り返し裁判所から発信する必要がある。
- ・ 「あなたのためになりますよ」という広報ではなく、「みんなで社会を支えていく」ということを伝える広報が必要である。